

元 障 第 474 号
令和 2 年 3 月 11 日

各指定障害福祉サービス事業所等の長 様

いわき市長 清水敏男
(公印省略)

新型コロナウイルスの影響による各指定障害福祉サービス提供事業所等
の休業について (通知)

本市障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる事業所が想定されることから、万が一休業に至った場合は、市障がい福祉課へ御一報くださいますようお願いいたします。

また、障害福祉サービス事業者は、「いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (以下：市指定基準条例)」(療養介護及び共同生活援助を除く。また、地域移行支援、地域定着支援及び計画相談支援については基準省令、障害児通所支援については「福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に同様の規定有) に基づき、事業所の休業に伴い、利用者に対し連絡調整、他の事業者等の紹介等及びその他必要な措置を講ずるよう併せてお願いいたします。

【参考】市指定基準条例第 14 条 (サービス提供困難時の対応)

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施区域 (当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(事務担当) いわき市障がい福祉課事業係 石田
電話 0246 - 22 - 7486